

都道府県
各指定都市 保育主管課 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

新型インフルエンザ対策に伴う保育サービスの留意点について

今般、国内において新型インフルエンザが発生したことに伴い、「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」（平成21年5月16日付、厚生労働省健康局結核感染症課、雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）が発出されました。

保育サービスについても当該事務連絡を踏まえるとともに、都道府県におかれては、下記事項について管内市町村に周知していただくとともに、管内市町村との連絡体制を十分整え、冷静な対応をしていただくようお願いします。

記

- 1 保育サービスは、保護者の就労等の状況によって必要となるサービスであるため、市町村において、保育サービスの提供主体である、認可保育所、認可外保育施設、家庭的保育ごとに、その利用状況を十分に把握してください。
- 2 「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年2月17日策定）において、新型インフルエンザが国内に流入し、都道府県内で発生が確認された段階における感染拡大防止対策の一つとして、都道府県が「学校、保育施設等」の臨時休業を要請することとしておりますが、平成21年5月16日に新型インフルエンザ対策本部幹事会で決定された「確認事項」において、当面次の措置を講ずることとされているので留意してください。
 - (1) 「発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。」こと。
※ 臨時休業の要請は、都道府県の新型インフルエンザ対策本部等が保育担当部局と連携し、患者や濃厚接触者が活動した地域等に含まれる市町村と相談した上で都道府県が市町村に対して行い、当該市町村が保育サービスの提供主体に対し、要請を行ってください。
 - (2) 「従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。」こと。
※ 厚生労働省においては事業者団体に対し、配慮を行うよう要請することとしており、自治体においてもそれぞれの地域における事業者団体へ要請を行ってください。
- 3 なお、臨時休業を行うとした場合にも、「確認事項」Q&Aにあるように、医療関係業務に従事する保護者等でどうしても保育サービスの利用が必要となるケースが考えられます。
そのため、次のような例を参考にしながら、都道府県保健部局等とも連携し、対応策を検討しておいてください。

〔対応策の例〕

- ・ 保育サービスの提供主体の中から、分散して小規模で実施
- ・ 現に勤務している保育士の自宅での臨時的な一時預かり

上記については、あくまで例示ですので、都道府県・市町村において、既存の保育サービス資源を活用した対応を検討して頂くようお願いします。

(問合せ先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
電 話：03(5253)1111
課長補佐 川 鍋(内線7922)
予算係長 川 岸(内線7927)